

三 学校経営と安全管理

はじめに

中学校の技術・家庭科では、授業中に、生徒および教師の災害が多いにもかかわらず、ほとんど何らの対策もとられていないことは、すでに原正敏氏によって指摘されている。⁽¹⁾その後、この問題について検討してみたところが、技術科に限らず、学校経営における安全管理の問題は意外に看過されているらしいことに気づいた。ここでは、現場教師としての私からみた学校経営における安全管理について若干の問題点と疑問を提示して、専門家各位の御高見を仰ぎたいと思う。筆者は学校の管理・経営というような事項については全くのしろうとなので、用語に厳格性を欠き、法解釈があやしくなることなどは、あらかじめ御寛容に願いたい。

学校教育あるいは学校経営における「安全管理」ということは、法律上にもまた實際運営の場にもしばしば見受けられる用語であるが、その内容は一定せず用いる人によって広くも狭ましくも解釈され、またしばしば保健管理ないし衛生管理と混同して用いられている。おそらくは、このこと自体が学校行政あるいは学校管理経営上の重要な問題の一つなのであろう。

小論では、もちろんかかる問題にたち入って検討することはできない。それ故ここでは、最近、「学校安全」ないし「学校教育における安全教育」の名において刊行された著作物⁽²⁾のなかで、故意か偶然か全く見落され、それにもか

わらず重要な問題を投げかけている技術・家庭科の安全管理問題に焦点を合わせてみたい。

しかし、技術・家庭科の安全管理の問題は、当然にこの教科のみにとどまらないことはいうまでもなく、一般に、教科指導における安全管理の問題として一般化することができる。

教科の指導という面からは、安全問題はさらに、(1)児童・生徒の災害と安全管理および児童・生徒に対する安全教育、(2)教科指導を担当する教師の災害と安全、(3)以上を包括する教育行政上の安全管理の三つに分けて考えることができる。

ここで私は、作業（一般には授業）を安全に実施するために必要な諸事項を指導・教授する安全教育と、一定の基準にしたがって作業（一般には授業）の安全を維持するための措置としての安全管理を厳格に区別している。現実に行なわれている教育行政指導においては、両者は区別されているが末端³⁾の教育現場では両者が「安全教育」の名によって混同される傾向があることは問題とされねばならない。小論の主題は、教科指導における安全管理の問題であって、安全教育については必要のない限り言及しない。

(1) 児童・生徒の授業中の安全管理

まず、児童・生徒の災害と安全管理について検討してみよう。私がここではなほだ当惑することは、さきにも言及した如く、学校行政上では児童・生徒の保健管理と安全管理の混同がはなはだしいことである。しかし、法令の面からみると必ずしもそうではなく、地教法（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」以下同じ）第二三条第二項には、地教委の所管事項として、「六、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること」「九、校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。」「十、学校その他の教育機関

の環境衛生に関すること」となっていて、「保健」と「安全」は区別されている。しかし、ここで問題となることは「保健」については、学校保健法等いくつかの特別立法措置が講じられているが、後者についてはそれに相当するものが全くないことである。そのために、学校では通常学校給食をも含めた衛生管理と、消防法・道路交通法等の面から規制されてくるものを総称して「安全管理」とし、教科指導における安全管理を無視する、正しくいうと、安全教育に代位させているという状況になっている。

日本学校安全会法が成立して（昭和三四年）同会が学校管理下に起った児童・生徒の災害に対して給付をはじめようになつて、はじめて学校災害が想像以上に多いことが明るみに出るに及んで、「学校安全」の問題が関係者の注目するところとなつた。この動きのなかで、学校安全には、安全教育と安全管理とが区別されなければならないと強調されるようになったのであるが、当の文部省の役人が、学校安全という用語は日本学校安全会法ではじめて用いられたものである、などといっている。まことにたよらない状況にあることを明らかにしておくことはこの際必要である。⁽⁴⁾

日本学校安全会法は、「学校安全」に関するほとんど唯一の立法措置といつてさしつかえない。（建築基準法による規定は、学校の營造物管理という観点でみるべきもので、「学校安全」を主たる目的とする立法措置とはいいがたい。公立学校施設災害復旧費国庫負担法およびこれに類する一連の立法措置も同然である。児童・生徒の交通災害が多いため巷間の注目を浴びているのは周知のところであるが、道路交通法の諸規定は、むしろ安全教育に関連するものであるといふべきであらう。）同会は法規上は「学校安全の普及充実を図ること」（同法第一条第一項、第一八条第一項）を目的の一つとしているが、実際には専ら災害給与を行なつていくにすぎないことは周知の通りである。

それでは、火災等の緊急な事故は別として、技術・家庭科、体育科等の授業中の災害はどのような管理がされているのであろうか。結論をいえば、驚いたことに、管理規準は明示されたことがなく、したがって管理されていないの

である。

(2) 児童・生徒の安全管理基準の欠除

学校管理下における児童・生徒の災害の実態は、日本学校安全会の手によって、ようやく少しづつ明らかにされてきたが、⁽⁵⁾いまだにその全ぼうをつかめるまでには至っていない。産業安全のばあいには、安全対策を立てるうえに不可欠とされている災害統計も、日本学校安全会では全国集計作業をしていない状況である。わずかに廃疾・死亡についてのみ全国統計がまとめられつつあり、最近に至ってはじめて、中学校技術・家庭科（男子向き）の授業中の災害が深刻な状況になっていることが明らかにされた。⁽⁶⁾これらの災害の性質と、これに対する施策の欠除については別の個所でふれたのでここでは焦点を管理問題にしぼってみよう。

授業中の児童・生徒の安全について、基準を設定し、管理する必要があることは、法規ではいくつかの点で指摘されている。列挙してみればつぎの如くである。

(1) 教育基本法第十条。これは、問題の多い条文であるが「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」をうたっているのであるから、安全管理の基本を、この条文にもとめることは、全く無理だとはいえない。

(2) 児童憲章。とくに第二項、第八項。

(3) 学校教育法第五条。この条文によって学校の設置者に、「⁽⁷⁾運営管理権」を認めるばあいには、「安全管理」はこれに含まれると解すべきであろう。

(4) 学校教育法第三十八条。ここでは教科について監督庁の権限を定めているから、教科の安全管理についても、監督庁が定めると解すべきだと思われる。

(5) 学校教育法施行規則第十六条、同第五条。この兩条文は、小・中学校の「設置基準」について定めたものであるが、兩者ともに未制定であることはのちに言及する。

(6) 文部省設置法第八条第七号。ここに「初等中等教育の基準の設定に関する事」とあることに、「安全基準」を含めて考えることは、次の(8)項に関連して若干の問題を含む。

(7) 文部省設置法第十条の二の一号のイ、同二号「体育、学校における保健管理、学校安全、学校給食及び災害給付のための補助に関する事」と、三号「学校における体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付の基準の設定に関する事」とこの条文によると、安全管理の基準は体育局の所管であることになる。

当面的問題となっている技術・家庭科についていえば、初中局が学習指導要領を定めるとき、体育局の所管事項である「学校安全」については配慮しなかつたという疑いがある。

(8) 文部省設置法第十二条第十項。「教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作製すること」これは安全管理の観点からみてはなほ重要な事項であるが、技術・家庭科についてみると、管理局所管の「工作用品基準」と初中局の著作物に示された工作用品購入のめやすとのあいだには重大なくちがいがあつて、かつ兩者ともに労働基準法にもとづく女子年少者労働基準規則に違反している(もしかりに適用されると)という事実がある。

(9) 前条第十一号、第十二号、いずれも施設・設備に関する事項が管理局の所管であることを明示している。以上の(8)、(9)、(10)のうち安全管理については当然に、相互の関連がはかられるべきであるが、実態はどうなのであろうか。

(10) 地方教育行政の組織および運営に関する法律(以下地教法という)第二三条第二号、第七号、第九号、第十号。この条文は、地方教育委員会の権限を定めたものであるから、学校安全についての管理水準は、当然に、この条文を基礎として教育委員会が規則として制定しなければならぬものと解される。しかるに、前掲(5)以下にのべた如く、何らよるべき基準の存在しないところから、現在、各都道府県教委に「安全基準」を定めた規則は存在しないものの如

くである。

このことに関連して、三十七年長崎県下で生徒に災害を起させた？ 教師が、刑事事件として起訴されたことがあり、⁽⁸⁾これを機会として、同年六月二日付で「中学校における技術・家庭科施設設備の安全対策と実習等の事故防止について」という通達を出した。⁽⁹⁾この通達は要するに「危険であるから嚴重に気をつけよ」という趣旨の域を出ないので、安全管理の水準を示したものとはいえず。

(1)以上すべてにわたって授業中の安全管理について、よるべき基準がほとんど皆無であることは、全く驚くべきことである。もし強いてあげれば、三一年に文部省から出された「中学校および高等学校における自動車運転練習の事故防止について」という「通達」があるにすぎない。

以上のような状況を、学校行政上あるいは学校経営管理上どう考えるかは別として、教育の現場ではどう対処しているのだろうか。

技術・家庭科については、文部省の著作物に「中学校技術・家庭科運営の手びき」があり、このうちの第3章「安全の指導と管理」があるほかよるべきものがなく、全く各校独自のやり方で対処されているというのほかはない。が、⁽¹⁰⁾ら、技術・家庭科は男子向き、女子向きに分かれるため、「⁽¹¹⁾学級の男子を合併する」としばしば六〇名を超えるので、⁽¹²⁾まともな意味では対策の施しようがないのである。

理科等の他教科は、技術・家庭科とちがって多かれ少なかれ歴史があるので、それ相当の研究も重ねられているので、やや事情が異なってくる。このことについては節を改めてのべる。

(3) 児童・生徒の安全管理基準の確立のために

授業をすすめているとき、教師はつねに、児童生徒の安全に気を配っているのは当然のことである。とくに、このことについて問題となることが多いのは、小・中・高校を通して、理科・体育・家庭の授業である。これらについてたくさんの研究物があることもすでに言及した通りである。中学校の技術科については、全く放任状態になっているのはなぜなのか。これを明らかにすることは、中学校の安全管理を確立するために必要なことである。

(1) 学校教育の教材として、木工用丸のこ盤・帯のこ盤などの木工工作機械、金工用の旋盤・ボール盤、研削盤等の、多かれ少なかれ作業上に危険をともなう機械工具類があるというようなことは、教育というものは教師が教室のなかで授業をするものだという古典的な学校教育概念では、ほんらい予想されていなかった。これは少なくとも、一般的な傾向としては疑いない事実である。この傾向は、さらに、労働べっ視の思想によって助長されてきた。

このことをもってすれば、現場教師のみならず、おそらく大部分の教育学者（と称される人々）が工作機械類およびその使用にともなう安全管理について事実上無知であることを責めることはできないといえる。しかし、教育学という学問が小中学校教育だけを対象とするというのなら別であるが、現実には、明治一三年の改正教育令に基づいて、同一四年に東京職工学校が設立されて以来わが国ではつねに中等実業教育は実施されてきたのだから、安全管理の研究がないということは、問題とされてよいのではないか。

(2) 前節においてすでにふれた通り、当面の問題となっている小学校・中学校に設置基準が設定されていないことが問題とされねばならない。もっとも、この問題は、当面の「安全管理」のみでなく、かなり多様な問題を含んでいるのでここでは深入りしないことにする。⁽¹⁰⁾

しかし、小・中学校に関連しては、全く別の観点からの「基準」はないことはない。学校保健法にかかるともその一つであるが、教科の指導という面からみると、「理科教育振興法」(以下「理振法」という)と「同法施行令」は、安全管理の面からみた現存する唯一の基準である。周知の通り、理科の授業では、薬品類、爆薬類を扱うこともあるから、この面についての基準はなくては困るのであるが、私の見た限りでは理振法では他の関連法規(のちにふれるような労働基準法に基づく諸規則や薬事法、火薬類取締法)が要求する安全管理の水準は保たれているとみてよい。しかし、ここで注意しておきたいことは、理振法は教育行政当局の手になる立法ではなく、現場の教育関係者の数年にわたる運動によって議員立法として成立したものだ⁽¹¹⁾という点である。なお、現在産業教育振興法(以下「産振法」という)と同法施行規則は職業課程の高校の施設設備の基準を定めているが、中央産業教育審議会は最近の答申において、中学校技術・家庭科の施設設備についても産振法施行規則に基準を設けるよう建議している⁽¹²⁾ので、今後の動きが注目される⁽¹³⁾。

(3) 法律によって、直接に授権されたものではなく、教育行政の指導・助言という観点から、中学校技術・家庭科の安全管理に関連した著作物がいくつもある。(理科についても同様であろうと思われるがここではふれない。)まず第一に、『学習指導要領技術・家庭科』と『中学校技術・家庭指導書』であるが、両者ともに安全について注意を喚起しているにすぎない。第二に前にも言及した『運営の手びき』は、安全についてかなり詳細にのべているが、安全の基準を何にもとめているのか全く不明瞭で、第三の文部省『工作用品基準』にすら合致していない状況である。関係者の真けんな研究が要請されるのであるが、このばあい、最小限の要求として、労働基準法による労働安全衛生規則および女子年少者労働基準規則の要求している安全管理の最低水準を確保することが必要である。教育行政では、法規の要求する最低水準がしばしば最高水準とされているからあえて附言しておくわけである。

(4) 右のことに関連するが、児童・生徒には労働基準法は適用されない。このことは自明であるが、しかし、このい

わば消極的な見解を悪用して、児童生徒に対しては、労働基準法に違反する行為をさせてもよいことにはならない。学校教育と職業訓練との連けいが立法化された現在では、この間の関係を明確にする必要が生じているのではないかと思われる。⁽¹⁴⁾ 学校保健法にならって、「学校安全法」とでもいふべき法律があってもよいのではないか。(日本学校安全会法でなく。)

(5) 学校安全の一般的事項については、二、三の研究物のあることは小論でもふれたが、理科、体育については各教科毎の災害および安全の研究物がある。とくに理科については専門研究者の安全指針がまとめられている。⁽¹⁵⁾ 歴史の浅い中学校技術・家庭科には、これに類する研究がないのは当然である。しかし、この教科のばあいには、産業における災害と安全についてのぼう大な研究とその成果が活用されてよいのではないかと思われる。このばあいに、わが国では、安全工学の研究者には心理学専攻の人が多いため、安全管理を人事管理と混同する傾向があることには留意しなければならぬ。安全管理の究極的な解決策は、施設・設備を安全に管理することが第一に重要であることは多言を要しないのであるが、この面での研究は、安全工学の研究者の多い割合には少ない。

(4) 教師の災害と安全

(1) 教師の健康管理は、結核の罹病率の高いこと、業務の特殊性などの面からみて、かなり嚴重に実施されていることは周知のところである。しかし、安全管理の面はどうなのであろうか。

正確な統計がないので、確言できないのが残念であるが、技術・家庭科の設置以来、この教科の担当教師にかなり負傷者が多く、指を切り落したという廢疾などはしばしば知見するところである。

教師の災害も、原因からみると、生徒のばあいと同様、木工機械類の使用(とくに丸こ盤とかんな盤)に起因する

ものが多い。念のため関係条文をあげれば次の如くである。

労働基準法（以下労基法という）第四九条は「使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕させ、運転中の機械又は動力伝導装置に調帯又は調索の取付又は取外しをさせ、その他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。前二項の業務の範囲、経験および技能は、命令で定める」と規定している。

この規定をうけて、労働安全衛生規則（以下労安規という）は「六ヵ月以上の経験をもつ者でなければ」「就かせてはならず」また「前項の経験を有する者以外の者は」「ついでにはならない」業務の一つとして、径二五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く）または動輪の径七五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務をあげている。その他、木工機械については、かなりに嚴重な安全管理が要求されているがほんざつになるのでここでは省略するが、問題は、ここにあげられた機械は、中学校技術・家庭科に広汎に導入されていることである。ついでにいえば、文部省の工作用品基準では、丸のこ盤の径を三〇センチメートル以下としている。

学習指導要領の技術・家庭科に記載され、したがってこれらを使用することを強要されているものの中で、同規則による安全管理が要求されているものは、前掲木工機械のほか、両頭研削盤、旋盤、ボール盤、電気設備等がある。⁽¹⁶⁾

一方すでに指摘した如く、地方教員会は地教法第二三条第二項、第七、九、一〇号の規定によって職員の安全管理に責任を有することになっている。他方、労基法は、第八條第二二号に、この法律の適用範囲とし「教育、研究または調査の専業」をあげているから、常識的にみると教師には前掲規則の諸条項は適用されると解される。

ところが、地方公務員法第五八條第三項（この条文は、しろうとには特別にわかりにくく書いてある）によれば、いわゆ

る現業とはみなされない教員には、労働基準法とそれに基づく規則は適用されないことになっており、これに相当する勤務条件（労基法でいう労働条件）は各都道府県の人事委員会が定めることになっているのである。（地方公務員法第八条）——全国的なことはわからないが都人事委員会規則第六号で制定されている。

現実に、公務災害が起きたときには、地公法第四五条の規定によって、各都道府県の定める「職員の公務災害補償に関する条令」（東京都のばあい）で補償されることになっている。条令であるから、未制定の府県があるかもしれないといっているが、いゝ過ぎであろうか。

「地方公務員たる教育関係職員について、地方公務員法その他の法令の規定に基づき、条件、教育委員会規則等で定める諸規定の内容が、労働基準法の基準に達しないものがあるときは無効であり、その部分については労働基準法の規定がその適用される⁽¹⁷⁾」といわれるが、規則そのものが未制定のものについてはどう解することになるであろうか。東京のばあいは、人事委員会規則第七号として制定されている。右の規則が制定されているときは、労基法の規則が、技術科担当の教師に適用されるので、大部分の「使用者」（校長なのか、教委なのか?）「労働者」（教師）とも違反していることになる。

念のために附言すれば、文部省は技術・家庭科を新設するに当って、「技術・家庭」の免許状を附与するための転換教育を最大一五日間しか実施していない。一般産業のばあい合理化政策の実施にともなう労働者の転職訓練のあり方は、いわゆる合理化闘争における労使の重大な争点の一つとなるのが通例であるが、教職員組合にあっては、この問題をいわゆる学習指導要領反対闘争の争点の一つにとりあげた例はなかったように思われる。経験不十分な教師が機械を扱えば災害が起るのは当然であることを指摘したことには、⁽¹⁸⁾「その六ヶ月の経験をどこで教育したらよいか問題だろう」などと文部省の担当官が暴言していることを放置しておいてよいものであろうか。

(2)私、これまで安全管理というときは、通例に従って、関与する施設設備あるいは薬品・器材・機械類の安全の

維持・保全・管理を念頭においてきた。しかし、技術・家庭科の安全管理については、問題はこれのみにとどまらない。中学校技術・家庭科は、学習指導要領によって、内容が男子向き、女子向きに分かれ、これにもなって教科書も別になっている。義務教育の必修教科の一つが、男女差別されていること自体に大きな問題が含まれるが、今はふれない。安全管理の点からみて問題となるのは、この教科の授業は、通常二クラスの男子を合併して授業を行なうことにある。一クラスの男女数は同数とは限らないから、ばあいによっては二クラスの男子を合わせると七〇名をこえることすらある。少し古い資料であるが、東京都職業家庭科研究会が昭和三六年度に実施した調査によると、都内の技術・家庭科で五人以上で実施する週の延時間数は、六七五〇時間で全時間数の五七〇%を占め、逆に三〇名以下で実施する週の延時間数は二〇八二時間（一九%）に過ぎない。⁽¹⁹⁾これは、文部省が学習指導要領の改訂で技術家庭科を設置する際、関係者間のあいだにあった技術・家庭科の授業の人数制限についての要求を拒絶したことに起因している。⁽²⁰⁾前掲の調査では一人の教師が七六名以上の生徒を指導しているという驚くべき事実すらみられる。

この間の事情はどう解すべきなのだろうか。学級定数については準拠する法規があるが、そのことは、ただちにあらる時間に授業を受ける生徒数をきめるものではないらしい。だから目下、労使の争点となっているいわゆる「標準法」では、技術・家庭科の授業時の生徒数問題は解決できないのである。法的に救済措置を求めるとすれば、地方公務員法第四六条による勤務条件に関する措置要求権を行使することにあると思われるが、この措置要求権には、「学級編制、職員配置等の措置自体は、措置要求の対象とならない」といわれる。⁽²¹⁾このことに技術・家庭科の生徒数問題が含まれるとすると、行政訴訟を起す以外に解決策はないことになるのかも知れない。

もっとも、現実には、変則的な解決策を講じているばあいも多い。右に言及した東京都の調査で、助手を採用している学校が一校がみられるのもその一つである。また、同調査で、生徒数三〇名以下で授業をすすめているばあいがみられるのは、学級数が奇数であるばあいはかりとは考えられない。私の知る範囲でも、千葉県松戸市内では、第一

学年は別として、第二・三学年は、一学級を男・女に分けて、それぞれに教師一名が授業をすすめているときいてゐる。その発端となったのは、市内某校で生徒の災害が起つたことを機会に、校長会の協議で安全管理の観点からかかる措置が講じられたといわれる。しかし、この解決策ははなはだ変則である。教師数は増加していかないのだから、大規模学校ならとにかく、中・小規模学校では当然に各教師の持時間数が増加する、すなわち労働条件の強化によって解決をはかっているからである。

(3) 技術・家庭科担当教師の安全に関しては、担当持時間数の問題を無視できない。前掲の東京都の調査によると、技術・家庭科担当教師のうち男子九二%、女子七五%のものが学級担任をしている。学級担任をもたないとしても、機械工具類を取り扱うためにその準備・後片付け等の附随する時間を考慮すると、技術科担当教師が持ちうる週時間数は最大限一七時間であるといわれている。⁽²²⁾近時労働力政策の関連から、および生活指導に重点をおくとする観点から、進路指導担当・生活指導担当の教員には時間軽減をとる。あるいは体育科担当の教員には最高持時間数を制限する(いずれも東京都のばあい)などの行政措置がみられるが、技術科担当教員についてかかる配慮がなされている例を私はきいていない。技術科担当教員の安全を管理するという観点からみても不可欠の措置の一つではないかと思われる。

(4) 最近、市川昭午氏が、教職員の職務手当の問題として、一般教員間の職務手当に関しては、「勤務の嫌悪、危険、強度、不健康」など労働条件のハンディキャップを理由とする特殊勤務手当的なものは問題がないといっておられる。⁽²³⁾氏はつづけて、「問題は教科や校務分掌による差違を認めるか否かである」(傍点は引用者)といわれ、諸外国の例に言及している。外国はともかく、ほかならぬわが国で、氏も認めておられるように、理工系の教員・実習助手には産業教育振興手当が現に支給されており、(念のためにつけ加えれば、技術科の教員には支給されていない)理科・数学・工業等の初任給調整はそれぞれ格差がつけられている、という現実があるのであるから、それぞれの教職員の職務

の態様に照らして、「賃金綱領」をも含めて科学的に「考究」をすすめていただきたいと思う。

(5) 学校経営と安全管理

——むすびにかえて——

(1) 学校事故あるいは学校災害というような用語によって概括される問題についてはかなり古くから研究されており、とくにその賠償あるいは補償等の問題は行政・法政の両面から研究されており、それぞれの専門家もおり専門書も出版されている。⁽²⁴⁾ それにもかかわらず、専門家でもない私がかかる論稿を書く気持になったのは、通例「事故」は学校の運営管理上の例外的なものとしか現われて来なかったし、また、最近にわかに脚光を浴びている学校管理ないし学校経営なる問題は、要するにその大部分のエネルギーをを人事管理と造営物管理に集中しており、授業中の児童・生徒並びに教師の安全管理の問題は、全く研究されていない状況に気づいたからである。⁽²⁵⁾

しかしながら、民主主義的な国民教育を確立するという観点から、学校の「安全管理」の問題をどのように展開すべきであるかは、私の任にあまるところであり、若干の疑点と問題点を提示するにとどめざるを得なかった。

(2) 授業時間中の安全管理を問題とするには、ほんらい、教授すべき内容を中心とした教授学習過程の問題に立ち入って論ずべきであることは当然であるが、この小論では、(とういいう方の正否はともかく) 教授学習過程以外の問題に専門的に関心を寄せている人に読んでもらいたいという意味であえてふれなかった。

(1) 原正敏「技術科と労働安全」『技術教育研究会会報』二五号(昭三七年)同「技術科における安全管理・安全指導」『生活教育』三八年八月号

(2) ① 武田一郎編『安全教育』(昭三一) ② 財団法人日本学校保健会・財団法人産業労働福利協会編『学校安全の研究』(昭三一) ③ 宮田丈夫・奥田真丈・宇留田敬一・杉山正一共編『安全教育の管理と指導』(昭三八)

(3) 鈴木寿雄「技術・家庭科運営上の諸問題」『産業教育』昭三七年五月号三九頁。同「昭和三八年度産業教育担当指導主事

研究協議会を開催して」同上誌昭三八年七月号九頁。

- (4) 文部省初等教育長補佐奥田真丈氏のことば——前掲注(2)の③二二頁。
文部省設置法第一〇条の二の第一項のロには、体育局の所管事項として「学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。)及び学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じの向上)」を掲げている。同条には「学校安全」という用語が四個あることも付言しておく。
- (5) たとえば日本学校安全会『学校管理下の災害1』(昭三八)は、「学校外の災害」の統計分析である。
- (6) 本書一頁、二二頁
- (7) 木田宏『教育行政法』(昭三二)一三六頁。なお、この条文に「運営管理」を認めることについては異論がある。持田栄一『教育管理』(昭三二)一一五頁。
- (8) 日教組第二次全国教育研究会に報告された長崎県教組の報告書による。なお、同事件は、その後不起訴処分になったと伝えられるが詳細は不明である。
- (9) 本書一九七頁参照
- (10) 現存する学校基準としては、①高等学校設置基準(文部省令)②大学設置基準(同右)③幼稚園設置基準(同右)④各種学校規程(同右)⑤高等専門学校設置基準(同右)がある。公立小中学校については設置基準が未設定なので、「公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律」、「同法施行令」、「同法施行規則」が設置基準の一部をなすべき内容を備えていると解されている。盲学校、ろう学校、看護学校、特殊学級と特殊学校についても同様である。吉本二郎「学校経営と学校基準」、(海後宗臣、相良惟一、宮田丈夫、吉本二郎編『学校経営大系』第一巻、二三四頁。)
- (11) 理科教育振興推進委員会編『理科教育振興法とその解説』(昭三〇)一三五頁。
- (12) 朝日新聞、昭三八年一〇月二〇日付。
- (13) 産振法施行規則にも安全管理の面からみて問題が多い。同規則によって購入できる施設・設備のなかには労働基準法に基づく女子・年少労働者基準規則によって使用の禁止されている品目が若干含まれている。文部省初等中等部教育局職業教育課監修『産業教育資料』参照。
- (14) 村井敬二・原正敏「中学校技術・家庭科の災害防止に関する考察」、『東京学芸大学研究報告第一五集』第五分冊。
原正敏「中学校技術科における木工機械使用状況に関する調査」『技術教育研究会報』第四一号、四二号

- (15) 日本化学会編『化学及び化学工業のための防災指針』ⅠⅡ（丸善）。
 本書一八二頁。
- (16) 木田、前掲書一〇八頁。
- (17) 文部事務官鈴木寿雄のことば。『日本教育新聞』昭和三八年九月三〇日付。
- (18) 東京都中学校職業家庭科研究会「職業家庭科実態調査集計表」（昭和36年12月8日、プリント）による。
- (19) 文部省は、生徒数が多いときには、いくつかの班に分け、それぞれに別のテーマを与える『平行回転学習』なるものを推奨している。文部省『中学校技術・家庭科運営の手びき』一〇四頁。
- (20) 自治庁公発第一四九号（昭33・10・23）。
- (21) 村田昭治「技術・家庭科の実態調査を読んで」、『技術教育研究会会報』第二七号。
- (22) 市川昭午「教職員の専門性と給与問題」、『現代の学校』二号二二頁。
- (23) 最近私の目についたものだけでもつぎのようなものがある。
- (24) ①木田宏監修・俵正市・七田基弘・植木浩・古村澄一共著『学校事故の法律相談』②教育問題研究会編『学校事故の対策』
 たとえば、最近刊行された学校経営に関する書物のうちで最も大部なものの一つと思われる海後宗臣・相良惟一・宮田丈
 夫・吉本二郎編『学校経営大系』全五巻においても、前掲(16)において指摘したように吉本氏が「設置基準」の欠除にとま
 ら問題を指摘しているほかには、この小論に関連して述べるべきと思われる第二巻第四・五章、第四巻第六章ではほとんど全
 くふれられていない状況なのである。

(佐々木 享)